二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月一日

○関東地方整備局告示第二百四十八号

　次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。
　平成二十八年六月三十日
　関東地方整備局長　大西　亘
名称　国営アルプスあづみの公園
位置　長野県大町市常盤、北安曇郡松川村、安曇野市穂高牧、穂高柏原及び堀金烏川
区域　別紙図面のとおり（略）
　（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十八年六月三十日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十八年六月十八日

○北陸地方整備局告示第六十五号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年六月三十日
　北陸地方整備局長　中神　陽一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号及び三百五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市石打字土堂一五八八番一から同市石打字瀬戸川原一九三番六まで	前	一七・四〇～二八・九九メートル	〇・三六三キロメートル
	後	二〇・〇八～四〇・八八メートル	〇・三六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十六号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年六月三十日
　北陸地方整備局長　中神　陽一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市東海老坂字内輪子四七三番三から同市東海老坂字大坪四六七番八まで	前	三八・三〇～五〇・一〇メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	三八・四〇～五〇・八〇メートル	〇・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十七号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年六月三十日
　北陸地方整備局長　中神　陽一
　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　百六十号　高岡市東海老坂字内輪子四七三番三から同市東海老坂字大坪四六七番八まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十八年六月三十日

○四国地方整備局告示第八十七号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年六月三十日
　四国地方整備局長　名波　義昭
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号及び三百八十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町六反地字柿ノ木ノ本六〇番一地先から同町六反地字京田三四四番一地先まで	前	一二・七三～一三・六八メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	一四・三八～一四・八六メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十八号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年六月三十日
　四国地方整備局長　名波　義昭
　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　五十六号及び三百八十一号　高知県高岡郡四万十町六反地字クワバラ谷口七二番一から同町六反地字牛ヅカノ本三五四番二まで　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十八年六月三十日

○四国地方整備局告示第八十九号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
　その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年六月三十日
　四国地方整備局長　名波　義昭
一　道路の種類及び路線名
　一般国道　五十六号
二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する区域
　高知県高岡郡四万十町六反地字クワバラ谷口七二番一から同町六反地字牛ヅカノ本三五四番二まで
四　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
五　占用の制限の開始の期日　平成二十八年六月三十日
　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所